

前橋市告示第 315 号

前橋農業振興地域整備計画を変更して定めるので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を次により縦覧に供します。

令和8年6月4日

前橋市長 小川



記

- 1 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間  
令和8年6月5日から令和8年7月6日まで  
ただし、前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第14号）第1条第1項に規定する市の休日を除く執務時間内とします。
- 2 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧場所  
前橋市役所農政部農政課及び本市ホームページ
- 3 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書に対する意見書の提出  
前橋市の住民は、縦覧に供された当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のあるときは、公告縦覧期間内にこれを提出することができます。  
なお、市に提出された意見書については、その要旨と処理結果を公告します。
- 4 異議の申出  
縦覧に供された当該農業振興地域整備計画に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他当該土地に関し権利を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画案に対して異議があるときは、令和8年7月6日（縦覧期間満了の日）の翌日から起算して15日以内にこれを市に申し出ることができます。
- 5 意見書の提出先  
前橋市農政部農政課